

## 平安物語の継子いじめの連想作用

——「継母」「継父」「継子」「継女」の用例分析から——

森 あかね

### 一 はじめに

『源氏物語』に「継母の腹きたなき昔物語も多かるを」(「蛭」、二一六頁)<sup>①</sup>とあるように、現存する平安物語以外にも継子物語は多数存在していたことが推測されている。『源氏物語』においても継子譚の影響が論じられ、物語内の継親―継子関係を具体的に提示した先行研究には、小沢恵右氏<sup>②</sup>と石川信夫氏<sup>③</sup>のものがある。しかし、挙げられた人物は一致せず、基準も定められていないため、先行研究の間でも継親―継子関係の認定に差が生じているのが現状である。当時の結婚形態、子どもの養育事情を考慮すると、継親―継子関係を単なる系図上の関係とは片付けられない。当時は通い婚が通常であり、複数の妻をもっていたとしても、その妻の元に夫が通う。更に子どもの出産・養育は通常、妻方で行われた。父・母の離婚、

母が亡くなった場合は、母の実家に子どもが引き取られ、育てられることが多い。継子譚のように継母が継子と同居し、養育するという状況は特殊なケースなのである。

しかし、「継母」「継子」等の語が使用される関係のみを、継親―継子と単純に片付けられない。継子物語である『落窪物語』においても、実際に「継母」という語の使用は四回と非常に少ない。「継母」の語は限られた場面でしか使用されていないのである。

そこで本稿は、平安物語を対象として、「継母」「継父」「継子」<sup>④</sup>「継女」の語の使用実態を明らかにすることを目的とし、その使用に違いが見られるのかについて注目したい。語の使用実態に改めて注目することにより、継子譚に対する物語作者、読者の視線を推察することができると考え、以下考察を進めていく。

## 二 平安物語の「継母」「継父」「継子」「継女」の用例数

平安時代の「継母」「継子」を定義した先行研究に滝澤貞夫のものがある。

平安時代の「継母」とは、生みの母親の生死にかかわらず、親権を行使できる立場の北の方をさしている呼称である。実の母親でない北の方を母親と意識する場合に限られて用いられる。

この間柄で北の方側から子供を呼ぶ場合には、当然「継子」と呼称する。<sup>⑤</sup>

滝澤氏は『源氏物語』の用例も全て北の方を指しての呼称であるとするが、「若菜下」における紫の上の呼称、「宿木」における落葉の宮に対する呼称に「継母」が使用されていることを考えると、北の方の限定には疑問が残る。「若菜下」の時点で女三の宮が光源氏の元へ降嫁しており、紫の上は北の方ではなく、そのように呼称もされていらない。また落葉の宮も「北の方」と呼称されることはないが、これに対して雲居の雁は「宿木」でも「北の方」と呼称されている。北の方以外においても「継母」の呼称があるため、この定義は再検討する必要がある。そこで、平安物語に使用される「継母」「継父」「継子」「継女」の例を取りだし、改めて全用例を検討していく。

物語毎の用例数は以下の通りである。『大和物語』「継母」二例、「継父」二例。『うつほ物語』「継母」四例、「継子」一例。『落窪物語』「継母」四例、「継子」三例。『源氏物語』「継母」一一例、「継子」二例。『夜の寝覚』「継母」一例。『栄華物語』「継母」二例、「継女」一例である。なお、『住吉物語』においても計二八例の用例が見られるが、現存本は鎌倉時代の改作本であり、現存本『住吉物語』の使用方法が古本『住吉物語』と変わらないとは限らないため、検討の対象外とする。

この「継母」「継父」「継子」「継女」の語の使用例は、大きく二種類に分類できる。一つは、紫の上や落葉の宮など、特定の人物を指して使用される用例である。もう一つは特定の人物を指さない、一般語としての用例である。本稿では便宜上、前者を呼称的用例、後者を一般語用例と区別して、詳細に分析していく。

### 三 呼称的用例の「継母」「継父」「継子」「継女」

用例順に番号を付し、どの継親子関係での使用かを番号の後に提示した。□内が物語内で呼称される人物であり、↓の上の人物から見との関係である。①②等の番号は作品で使用される人物の順番を指し、①②等の番号は同じ人物に複数使用される場合の順番を指す。

三―「源氏物語」以前の呼称的用例

『大和物語』「継母」①故御息所の御姉↓まま母

①まま母の手にいますかりければ、心にものかなはぬ時もあり。

(中略) よばふ人もいとおほかりけれど、返りごともしせざりけり。「女といふもの、つひにかくて果てたまふべきにもあらず。

ときどきは返りごとしたまへ」と親も②まま母もいひければ、

せめられてかくなむいひやりける。(一四二段、三六一頁)

故御息所の姉は早くに母を亡くし、継母に育てられていることが語られる。この段には二例の「まま母」が見られるが、いずれも地の文で使用されている。本文から継母が故御息所の姉を養育する際に迫害があったことを思わせる。更に結婚に関しても継母は口出しをして責めている。継母と継子は同居しており、直接、故御息所の姉の養育を行っていたと考えられる。

「継父」①不明(陽成院のすけの御か)↓まま父の少将

陽成院のすけの御、①まま父の少将のもとに、

春の野ははるけながらも忘れ草生ふるは見ゆるものにぞあ

りける(一六段、二六五頁)

陽成院のすけの御とまま父の少将の歌の贈答のみで構成される段である。まま父の少将は未詳であり、次の段においても登場する。

故式部卿の宮の出羽の御に、②まま父の少将すみけるを、はな

れてのち、女、すすきに文をつけてやりたりければ、(一七段、

二六五頁)

この段は少将と出羽の御の歌の贈答の段であり、やり取りする人物は変わっているが、少将は同じ呼称が使用され、同一人物であると考えられる。それぞれの人物が未詳なために判断できないが、陽成院のすけの御との関係で使用された呼称が引き続き、次の段で使用されている可能性はある。いずれとも地の文での使用である。

『うつほ物語』「継母」①忠こそ↓故左大臣北の方

故左大臣北の方に対する「継母」の呼称的用例は三例ある。

親なき人は、身もいたづらになるものなり。昔、千蔭のおとど

の、ただ一人子を①継母に謀られて、今は音にも聞こえず、と

なむ言ふなる。(「俊蔭」、一〇〇頁)

兼雅が、うつほから出ることを拒否する俊蔭の娘を説得する場面である。親がない人物は身を滅ぼすと千蔭の子である忠こそその例を出している。これは第三者の言葉での使用例である。忠こそと故左大臣の北の方は同居していないが、忠こそはその邸宅に出入りをしており、継母は忠こそその世話をやいていた。第三者である兼雅も事態を認識しており、故左大臣の北の方は忠こそその継母と社会的に認識されている。また、親がない子が陥る可能性として話が出されており、背景に継子いじめが通例であることを意識している。

かくて、久しく、おとど、一条殿へまうでたまはず。忠こそ、あこ君のもとへ時々通ふを、**②**継母の北の方、うらやましと思しけれど、いと片思いなり。(「忠こそ」、二二二頁)

千蔭が自らの元に訪れないのに対し、忠こそがあこ君の元へ通ってくるのを見た故左大臣北の方の羨望の感情が描かれる場面である。

この部分に対して、新編全集の頭注には「いよいよ継子いじめが始まることを告げる。」とある。指摘の通り、この場面から忠こそと故左大臣北の方の關係が描かれていくため、継母と継子の物語の開始点と読むことは可能である。これは地の文であり、語り手から故左大臣北の方に対する呼称である。

山にまかり籠りしゆゑは、いといみじきことの侍りけるを、さうに知りたまへざりき、ただすずるにもの悲しく、世に侍るまじき心地のせしかば、親をも捨ててまかり出でにし。その人、**③**継母に侍りし人なり。(「国讓中」、一八六頁)

忠こそが自身の境遇を仲忠に説明する場面である。これは忠こそ本人の言葉であり、故左大臣北の方を指して使用されている。自分を陥れた人物がいるということの説明した上で、その人物と自分との關係を提示するという使われ方である。

**②** 仲忠 ↓ **女三の宮**

大将は、御馬に乗りて、前に仕まつりたまふ。世の中の人、

「右大将は、継母の宮迎へたてまつりて、御前していますべかなり」とて、車引き立てて見る。(「葦開下」、五五七頁)

女三の宮を三条邸に迎え入れることとなり、仲忠が女三の宮を連れていく場面である。第三者である世間の人々の言葉の中において用されている。世間の人々の認識として、女三の宮と仲忠との關係が規定されており、その中で仲忠を称賛する文脈となっている。

「継子」**①**故左大臣北の方 ↓ **忠こそ**  
不意に異様にて会ひて侍りしを、などかくはなりにたるぞ、と問ひはべりしかば、継子なりし人のために、親の宝とする帯を取り隠して、これを売らすといひ、帝傾けたてまつらむとすと奏しけり、となむ聞かせはべる、と申ししを、(「国讓中」、一八六頁)

忠こそが仲忠に自分の身の上を話す場面である。これは故左大臣北の方の言葉を忠こそが話すという形をとっている。本人が使用している語であるが、北の方が忠こそに話す時点ではお互い誰であるか認識しておらず、身の上の説明の際に使用されているため、**③**同様に自身との關係を提示する例である。

「落窪物語」 「継母」 **①**女君 ↓ **北の方**

「落窪物語」の呼称的用例の「継母」は二例であり、北の方に対して使用されている。

①「継母こそあらめ、中納言さへ憎く言ひつるかな。いとみじう思ひたるにこそあめれ。いかで、よくて見せてしがな」と心のうちに思はず。(巻一、八七頁)

女君が父中納言の叱責を受ける場を目撃し、少将が慰める場面である。実父でさえも女君に辛くあたる事態を、少将は不憫に思う。第三者である少将の心内語において使用されている。この例においては父親と継母の両者を比較しており、継母が継子をいじめるのは通例であるという意識が少将の中にあることも読み取れる。

②「継母、かく子どものよろこびをしけるを、(御徳)と喜びければ、(いとうれし)となむ思しける。(巻四、三〇五頁)

女君の繁栄として、子ども達の昇進の様子を継母が喜ぶ様子が描かれる場面である。これは地の文に使用されている。この時点では、北の方と女君は和解し、継子いじめは終了している。なお、女君は実母の死後、父の元に引き取られ北の方とは同居していた。女君の結婚に関する決定権を北の方が握っており、北の方と女君は社会的に認識された継親子関係と言える。

### 三二二 「源氏物語」の呼称的用例

『源氏物語』内における呼称的用例は、「継母」が八例、「継子」が二例である。

平安物語の継子いじめの連想作用

### 「継母」①紀伊守↓空蟬

紀伊守、すき心に、この継母のありさまをあたらしきものに思ひて追従しありければ、この子をもてかしづきて、率て歩く。

〔帚木、一〇七頁〕

紀伊守が、空蟬に好色心を抱いていることが語られる場面である。

これは地の文であり、語り手からの呼称である。空蟬と紀伊守の関係は光源氏の言葉で、「後の親」「似げなき親」〔帚木、九六頁〕とあり、継親子関係は第三者から認識されている。空蟬は、紀伊守とは同居していないが、二人はお互いの存在を認識している。紀伊守は空蟬とは疎遠であるとは語るが、<sup>⑨</sup>忌みごとを避けるために空蟬が紀伊の守を頼っているため、交流がない関係ではないと言える。

### ②大輔命婦↓天輔の君の妻

父の大輔の君は、ほかにぞ住みける。ここには時々ぞ通ひける。命婦は、継母のあたりは住みもつかず、姫君の御あたりを睦びて、ここには来るなりけり。(末摘花、一二六七頁)

大輔命婦が末摘花の家に通っている背景が語られる場面である。これは地の文であり、語り手からの呼称である。大輔命婦の父と実母は離婚しており、母は新しい夫について任国に行ったため、父の元を大輔命婦は里としている。この里が「父の大輔の君は、ほかにぞ住みける。」の「ほか」にあたる場所で、そこには継母もいるため

に大輔命婦は里に居づらく、末摘花の元に通っているのである。ここから、大輔命婦が本来は継母と同居していることがわかり、お互いの関係を認識していると考えられる。

③紫の上↓兵部卿宮の北の方

紫の上から兵部卿宮の北の方に対して「継母」と使われている例は二例ある。

ねたげなること多くて、**①継母**の北の方は、安からず思すべし。

〔賢木〕、一〇三頁

北の方が紫の上の幸せを憎み、自分の実の娘と比較する場面と、

なかなか知られたてまつらでやみなましを、**②継母**の北の方などの、「にはかなりし幸ひのあわたたしさを、あなゆゆしや。思ふ人、かたがたにつけて別れたまふ人かな」とのたまひけるを

〔須磨〕、一七二頁

光源氏が須磨へ退居することとなり、紫の上の不幸を北の方が喜ぶ場面である。継母の継子を疎む感情が表れており、継子いじめ譚の意識を思わせる描写である。これは地の文であり、語り手からの呼称である。紫の上と兵部卿宮の北の方は同居しておらず、直接顔を合わせたことはない。

④真木柱↓玉鬘

継母の御あたりをば、心つけてゆかしく思ひて、いまめきたる

御心ざまにぞものしたまひける。〔若菜下〕、一六〇頁

真木柱が自分の母と継母である玉鬘を比較して、玉鬘の方を慕っている場面である。これは地の文に見られ、語り手からの呼称である。

真木柱は玉鬘との同居をしておらず、直接顔を合わせたことはない。しかし、弟達は玉鬘と同居しており、その話を聞いた真木柱は羨望の感情を表している。真木柱は玉鬘の存在、立場を認識、肯定していることがわかる。

⑤夕霧↓紫の上

衛門督、わがあやしき心ならひにや、この君の、いとさしも親しからぬ**継母**の御事にいたく心しめたまへるかな、と目をとどむ。〔若菜下〕、二二九頁

一度息絶えた紫の上を心配する夕霧を柏木が訝しむ場面である。これは第三者である柏木の心内語となっている。夕霧は紫の上の住む場所へ立ち寄ることは許されず、直接、二人が顔を合わせたことはなかったが、お互いの存在、立場は認識している。夕霧は紫の上の手紙を運び〔胡蝶〕、一七二頁）、紫の上主催の法華経供養に協力しているため〔御法〕、四九五頁）、間接的な交流はあったと言える。

⑥六の君↓落葉の宮

同じくは、隔てなきさまにもてなしはててむと思ほして、ひき

開けたまへるに、継母の宮の御手なめりと見ゆれば、いますこし心やすく、うち置きたまへり。「宿木」、四一〇頁)

六の君に送った手紙の返事を匂宮が見て、筆跡を落葉の宮のものであると推定する場面である。これは第三者である匂宮の心内語である。「匂宮卿」において六の君が落葉の宮の養女となり、二人は同居し、養育関係にあると言える。

⑦式部卿宮の姫君↓式部卿宮の北の方

この春亡せたまひぬる式部卿宮の御むすめを、継母の北の方ごとにあひ思はで、兄の馬頭にて人柄もことなることなき心かけたるを、いとほしうなども思ひたらで、さるべきさまになん契ると聞こしめすたよりありて、「蜻蛉」、二六三頁)

式部卿宮の姫君の境遇について語られる場面で、継母の北の方が姫君の世話をせずに、自分の兄と契らせようとしていることが示される。「落窪物語」、「住吉物語」のような継母が強制的に結婚者を送り込む姿と重なり合い、継子いじめに対する強い意識が表れていると言える。これは地の文であり、語り手からの呼称である。二人の関係は不明確であるが、継母が「北の方」であり、懸想する兄との契りを進めようとしていることから、継母は姫君の結婚に干渉できる立場にあり、二人は同じ住居内で暮らしている可能性が高い。

「継子」①光源氏↓玉鬘

平安物語の継子いじめの連想作用

すずろなる継子かしづきをして、おのれ古したまへるいとほしみに、実法なる人のゆるぎ所あるまじきをとて取り寄せもてかしづきたまふは、いかがつらからぬ(「真木柱」、三七五頁)

玉鬘と髭黒の結婚で自分の娘が離婚することになり、兵部卿宮の北の方が光源氏に対する非難を語る場面である。これは兵部卿宮の北の方の言葉である。玉鬘について光源氏の言葉で「わがむすめ」「蚩」、二〇〇頁)とあったり、また光源氏は玉鬘に向かつて自身のことを「親」「玉鬘」、一二九頁)、二人の関係を「親子」「玉鬘」、一三〇頁)と呼んだり、また紫の上も玉鬘との関係において光源氏を「あやしの人の親」「玉鬘」、一三一頁)と呼んでいる。玉鬘、光源氏ともに血のつながりは無いことを認識しており、兵部卿宮の北の方も「継子」と呼んでいることから、自他ともに継親・継子関係を認識していると言える。また光源氏は玉鬘を引き取り、養育関係にある。

②中将の君↓式部丞

わが継子の式部丞にて蔵人なる、内裏の御使にて参れり、御あたりにもえ近く参らず(「東屋」、四三頁)

中将の君(浮舟の母)が匂宮を覗き見し、自分の継子である式部丞が近くに寄れないのを見て、匂宮の素晴らしさを実感する場面である。これは地の文ではあるが、中将の君の視点で描かれており、式

部丞と自身との関係提示のために使われている。養育、同居関係にあるかは不明であるが、中将の君は常陸介の北の方にあり、常陸介とは同居している。これは空蟬と同じパターンであると考えられ、少なくともお互いの認識はあり交流している可能性が高い。

三十三 『源氏物語』以後の呼称的用例

『源氏物語』以後の平安物語においては「継母」という語は三例しかない。継子譚のパターンをとっている『堤中納言物語』「貝あはせ」においてもその語は使用されていない。

『夜の寝覚』「継母」①内侍督↓寝覚の上

内侍督は、あはれに心細かりぬべき御有様にて、立ち馴れたまふほどもなく、いとほしかりぬべけれど、継母の上の、思ひいたり深くかしづき、御心に入れて、(巻四、三六五頁)

心細い様子である内侍督を、継母である寝覚の上が世話をして支えていると語られる場面である。『夜の寝覚』は欠落部分があるため、正確な用例数はわからないが、現存本の中ではこの一例のみで限定的な使用である。地の文で、語り手からの呼称である。欠落部分で老閨白と結婚した寝覚の上は、亡き夫の代わりに内侍督の入内の準備を進め、入内後も十分な世話をすると理想的な継親子関係を築いている。二人は同居し、養育関係にあった。

『栄華物語』「継母」

①閑院大将殿の女御(姫子)↓延光の北の方(現朝光北の方)

世の例にもしつべし。「御継母の北の方のいかにしたまひつるにか」とまで、世人申し思へり。(巻二「花山たづぬる中納言」、一二四頁)

入内以来、花山院の格別な寵愛を受けていた姫子の寵愛が急に衰えたことを異例のことと語っている。それを噂する世人の言葉の中で使用されている。この異例な事態の原因として推測されたのが、継母の北の方である。真相は語られないため、あくまで推測に留まるのだが、継母は継子をいじめる存在だという前提があると考えられる。

②内(白河天皇)↓中宮(馨子内親王)

年ごろも、「一所院にならせたまふべし。次第にては太皇太后宮ならせたまふべし。さらずは中宮こそは、故院の后にもおはしまし、内の御継母にもおはしませば」など申しつるを(巻三九「布引の滝」、四六九頁)

女院に上がる人物についての推測が語られる。この言葉を発した人物は語られていないが、「年ごろ」という語から、女院に上がる前の言葉であることがわかる。世間の人々の噂話である可能性が高い。白河天皇と中宮との関係を提示するために使用されているが、天皇

との間においても使用されているということが注目される。

「継女」①朝光↓枇杷の大納言の御女（済時室）

小一条の大将の北の方も、この枇杷の大納言の御女におはしければ、いととなおとなしき御継女のほどなどを、世人内々には聞ゆべかめれど（巻二「花山たづぬる中納言」、一三二頁）

新たに朝光が枇杷大納言の北の方の元へ通い始め、元の北の方とは離縁したことが語られる。枇杷大納言と北の方の間には娘がおり、小一条の大将の北の方になっていた。新たに年の近い娘が朝光にできたということが世間の人により語られ、小一条の大将済時室との新たな関係を提示している。

三―四 呼称的用例の分析から

呼称的用例を分析すると、『大和物語』では一人の人物に対して、引き続き同じ呼称の使用がなされているが、『うつほ物語』以降はその場面に限つての使用となつている。また『源氏物語』以前、以後とも地の文、第三者の言葉の中での使用例であり、本人使用の場合であってもそれは関係の提示である。ここから、「継母」「継子」等の呼称は人物の間の社会的関係を意識させるものであり、第三者の認識が必要条件であることが考えられる。

また提示される関係を分析すると、同居・養育関係にあり、当事

者もお互いの関係を認識しているという関係がほとんどである。同居していない場合であっても、父と継母は社会的に認められた夫婦であり、継子と継母はお互いの存在を認識しており交流をしている（継父の場合も同様）。また、宮中の関係においても使用される場合もある。そこから考えると「継母」「継子」等の呼称は、お互いの存在認識があり、社会的にも親子関係が認められている場合、または継母（継父）にあたる人物が実父（実母）とは社会的に夫婦関係が認められている場合において使用されると言える。第三者の存在があつて初めて、呼称として使用されるのである。北の方でなくとも、親同士が社会的に夫婦関係を認められている場合は、「継母」と扱われる。実際の平安時代における「継母」「継子」等に関する規定においては、詳細に規定された文章を見付けることができない。しかし、『令集解』「喪葬令」の服紀の項に「古記云。母之後夫為継父<sup>⑩</sup>」とある。これは「継父」ではあるが、母の後の夫に対して称している。やはり、親同士の社会的結婚が前提条件となつていのではないか。

四 一般語用例の「継母」「継子」

四―一 『源氏物語』以前の一般語用例

同様に呼称以外で使用された用例を分析していく。この用例は

『落窪物語』にのみ「継母」が二例、「継子」が三例見られる。

「継母」

「げにことわりにはべれど、いみじき①継母と言へど、北の方の御心いみじうあさましきよしはさきざきも聞かせたまへれば、

さこそは思すらめ。(巻一、四五頁)

少将と関係を持ち、嘆く女君をあこきが慰め説得する場面である。

あこきの言葉の中で使用されているが、この「継母」は世間一般の継母であり、その世間一般と北の方を比較する文脈となっている。

継母といえば無体なものだけれど、と前提として継母は継子に冷淡なものだという認識があり、それにも増して北の方はと続いている。

継子いじめ譚における継母像が、背景に表れている。

「いかなる罪をつくりて、かかる目を見るらむ。②継母の憎むは例のことに人も語る類ありて聞く。おとどの御心さへかかるを、いといみじう思ふ。(巻一、一〇七頁)

部屋に閉じこめられた女君の嘆きが語られる場面である。女君の内語で使用されているが、継母という立場そのものを指している。

継母というものは世間一般の通例として継子を憎むものと聞いている、と女君の継母に対する認識が語られている。この部分にもまた、継子いじめ譚における継母が一般の継母であるという連想が表われている。

「継子」

「人は生きたる子よりも、①継子の徳をこそ見けれ。わが子七人あれど、かくこまやかに心しらひ顧みるやはある。(巻四、

三三五頁)

女君の装束の援助に対する北の方の言葉である。実子と継子の比較をしているが、自分の場合はと続けるため、自分の例と重ねつつも、

教訓として述べる意識がある。

尼に、いとめでたくてなしたまへりけるを、喜びのたまひますかりける。「世にあらむ人、②継子憎むな。③継子なむうれ

しきものはありける。」とのたまひて、(巻四、三四二頁)

女君と和解した北の方の結末が語られる場面である。北の方の言葉の中で使用されているが、世間の人全体に向けており、継子という存在を憎んではいけないという教訓めいた言葉である。①、②の例とともに自身が継子から恩恵を受けていることに対する言葉であるが、この言葉の背景にも継子を憎むという行為が一般的という前提があり、それを覆そうとする意識があつての言葉と考えられる。

#### 四―二 『源氏物語』の一般語用例

『源氏物語』には三例の一般語用例が見られる。

①継母の腹きたなき昔物語も多かるを、心見えに心づきなしと思

せば、いみじく選りつつなむ、書きととのへさせ、絵などにも描かせたまひける。(「蛭」、二一六頁)

明石姫君の後教育のために、継子いじめの物語を見せないように光源氏が物語を選別する様子が描かれる。紫の上との関係を背景においての配慮ではあるが、この例は特定の人物を指して使用されていない。多数存在している継子いじめ物語に登場する継母という立場の人物全般を指して使用されている。

よそのおぼえは、父なき人はいと口惜しけれど、さがなき②継母に憎まれんよりはこれはいとやすし。(「東屋」、六七頁)

思い悩む浮舟を乳母が励ます場面で使用される例である。この例も継母は特定の人物を指すわけではなく、一般例としての使われ方である。この例においては父がいない人は、母がなく継母にいじめられる立場の人よりも気楽だという、二つの立場を比較している。継母は継子を虐めるものだといった固定観念が表れていると言える。

いかでさる田舎人の住むあたりに、かかる人落ちあぶれけん、物詣などしたりける人の、心地などわづらひけんを、③継母などやうの人のたばかりて置かせたるにやなどぞ思ひ寄りける。

(「手習」、二九一頁)

浮舟を助けた僧都が、意識不明の浮舟の身元を考える場面である。

この例は、僧都の想像の浮舟の継母であるため、実在する人物では

ない。僧都は浮舟の姿を見て、身分あると思われる人が田舎にいることを疑問に思い、継母の策略に貶められたのではと推測する。この推測は、継母が継子を虐めるものだという認識からなされているものであり、この例においても継母というイメージ像が表れている例と言える。

なお、平安物語においては『源氏物語』以降の一般語用例は見られない。

#### 四―三 一般語用例の分析から

呼称以外に使用されている一般語用例である「継母」「継子」は呼称的用例に比べると非常に少なく、『落窪物語』『源氏物語』にしか見られない。これらを検討すると、状況に違いはあるものの、継母は継子を迫害するものだという認識が全て表れている。これらの認識は、継子いじめ譚における継母像、継子像からつくり出されたものである。つまり、継子いじめ譚を背景として強く意識されている使用例と言える。つまり、継子いじめ譚における継母の姿こそが世間一般であるという認識の上で使用されているのである。

#### 五 「継母」「継父」「継子」「継女」の使用変遷

「継母」「継父」「継子」「継女」の語を呼称的用例、一般語用例に

分類し、その使用方法を分析した。その結果、『源氏物語』とそれ以前、以後の物語において意味、使用状況における違いは見られない。呼称的用例は、地の文、第三者の言葉の中で使用されることが多く、他者の認識を必要とする、人物間の社会的関係を意識させる語である。社会からの認識の確認として、提示されている関係語なのである。

一般語用例は、継子いじめ譚における継母像、つまり継母は継子を憎み迫害する存在だという認識を背景として据えている。この継子いじめ譚の継母像が物語内の現実に影響をもたらし、登場人物の思考を作り出すといった語られ方がなされている。継母が継子を憎む存在であるということを前提条件として、登場人物は自身の直面している現実への考えを巡らせている。

一般語用例に見られる文脈背景という点を意識し、呼称的用例の分析結果を見ると、単なる呼称ではないという例が多数見られることがわかる。『うつほ物語』の例以降、呼称的用例は一人の人物に一貫して物語の中で使用されるわけではなく、場面に限定された使用がなされている。『うつほ物語』①①は継子いじめの例が持ち出されたものであり、①②の例は、新編全集頭注<sup>11)</sup>にあるように、本格的に二人の交流が始まる場面で使用され、限定的である。『落窪物語』においても呼称的用例が二例と限定されており、①は通例

としての継母像が踏まえられており、②も継子いじめの終焉場面と継子いじめ譚への意識の表れる使用である。『源氏物語』においても、「継母」②③⑦の例には明らかに継子いじめを行う継母への意識が見てとれる。『栄華物語』「継母」①の例にも同様の視線があるだろう。これらの用例から、呼称的用例においても一般語用例と同じく、継母は継子を憎む存在だという認識を背景に据える意識があることが見えてくる。「継母」「継子」等の語が単なる呼称ではなく、使用することによって、継子いじめという文脈を読者に連想させる語であるという意識が作者に働いていたのである。これが、三―四で述べた物語において限定的な使用がなされる理由に繋がるのではないか。

「継母」等の語の使用によって継子いじめ譚の継母像を据えるという方法は次第に工夫されていき、期待への裏切りといった文脈を生み出すようになる。これは『うつほ物語』「継母」②の時点でもあったが、『源氏物語』は「継母」①④⑤⑥の例と多くなっているのが特徴である。『夜の寝覚』においても唯一の例に見られる。これらの例では、継子と継母の関係が一般意識とは異なり友好的であり、更に『源氏物語』においては継子が継母へ憧れる、懸想心を抱くといったものも出てきた。これらの関係を描く際に、「継母」という語により読者に継子いじめを連想させ、その期待を裏切ること

により強く印象づけるといふ手法が生み出されているのである。

注

- ① 本稿の古文引用は全て新編日本古典文学全集（小学館）による。
- ② 小沢恵右「紫式部の物語の方法——継父母・継子の関係を中心に——」（『国語教育研究』二〇号 一九七三年二月）
- ③ 石川信夫「源氏物語の継親と継子——三代、四代にわたる継母娘関係をめぐって」（中野幸一編『平安文学の風貌』武蔵野書院 二〇〇三年三月）
- ④ 「継息子」の語は用例がない。
- ⑤ 滝澤貞夫「まま母考——『更級日記』の場合など——」（『中古文学』四九号 一九九二年六月）
- ⑥ 「北の方の御はらからの左衛門督、藤宰相などはかりものしたまふ」（『宿木』、四一五頁）と、雲井雁のことを指して「北の方」と呼称がさされている。
- ⑦ 柿本葵氏「固有名詞らしく、誰とも不明。」（『大和物語の注釈と研究』武蔵野書院 一九八一年）、新編日本古典文学全集、二六五頁頭注「未詳。継父である近衛の少将。」（高橋正治校注・訳『新編日本古典文学全集 大和物語』小学館 一九九四年）、今井源衛氏は「大和物語評釈下巻」（笠間書院 二〇〇〇年）において「忠文」の誤写ではないかとするが、確実な証拠に乏しいとする。本稿は、不明の誰かを指した呼称である「継父」とする。
- ⑧ 中野幸一校注・訳『新編日本古典文学全集 うつほ物語一』（小学館 一九九九年）二二二頁頭注。
- ⑨ 「けしうははべらざるべし。もて離れてうとうとしくはべれば、世の

平安物語の継子いじめの連想作用

たとひにて睦びはべらず。」（『帚木』、一〇六頁）と、光源氏から空蟬の様子を尋ねられた紀伊守は返答する。

- ⑩ 黒板勝美編『新訂増補国史大系 令集解 後編』（吉川弘文館 二〇〇〇年）
- ⑪ ⑧に同じ。